

令和 3 年度

町民税・県民税 特別徴収の手引

内灘町総務部税務課

〒 920-0292

石川県河北郡内灘町字大学 1 丁目 2 番地 1

電話 076-286-6706(直通) FAX 076-286-6709

特別徴収義務者様

石川県河北郡内灘町長

平素より、内灘町の税務行政の推進にご理解・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、石川県内のすべての市町は、原則すべての事業者を特別徴収義務者として指定させていただいております。つきましては、令和3年度の町民税・県民税特別徴収税額を別紙税額の通知書のとおり決定いたしましたので、この手引をご参照のうえ、特別徴収事務を適切に進めていただきますようお願いいたします。

また、送付いたしました「令和3年度給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書」に記載されている中で、既に退職、転勤等で在職していない納税義務者がいる場合、速やかに「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」をご提出くださるようお願いいたします。

平成30年度税制改正により、特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）に記載される個人番号について、書面によって送付する場合は、当分の間、記載されないこととなりました。ただし、eLTAXを使用する方法又は光ディスク等に記録する方法により提供する場合には引き続き記載されますので、以下の注意事項をお読みいただき適切な取り扱いをお願いいたします。

【個人番号の取り扱いに係る注意事項】

1. 個人番号の利用目的について

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の規定に基づき、個人情報取扱事業者は、特定個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、かつそれを本人に通知又は公表しなければならず、また、当該事業者が特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱うことはできないこととされています。

したがって、「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）」により提供を受けた個人番号の利用に当たっては、例えば、その利用目的を「給与支払報告書作成事務」や「源泉徴収票作成事務」等、番号法に基づく関係事務の範囲で特定し、かつそれを本人に通知又は公表していることが必要であるとともに、その利用目的の達成に必要な範囲に限り利用する必要があります。

なお、利用目的を特定個人情報の取得経路ごとに特定（例えば、「本人から取得した特定個人情報は源泉徴収票作成事務」等）し、本人に通知又は公表している場合においては、別途、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）により取得した個人番号の利用目的を特定し、本人に通知又は公表する必要があります。また、個人情報保護法第20条及び第21条並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第12条により、特別徴収義務者は個人番号の取扱いについて、漏えい防止などの必要な安全管理措置を講ずる必要がありますのでご留意ください。

2. 特別徴収義務者の個人番号の収集について

個人番号の収集ができていない従業員等については、番号法第6条の規定に基づき、引き続き個人番号の収集に努めるようお願いいたします。

送付書類について

- 1 給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用) → 特別徴収義務者(事業所)で保管してください。
- 2 給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用) → 圧着された状態のまま切り離して納税義務者(従業員)に配付してください。

《お願い》特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)は、個人情報保護の観点から三つ折り圧着しています。開かずにそのまま本人にお渡しください。

- 3 指定通知書(綴込) → 特別徴収税額の納入にゆうちょ銀行(郵便局)を利用される場合、ゆうちょ銀行(郵便局)へ提出してください。
- 4 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書(綴込) → 納税義務者(従業員)の方が退職・休職・転勤等される場合に、内灘町税務課へ提出してください。
- 5 特別徴収切替届出(依頼)書(綴込) → 納税義務者(従業員)の就職等により特別徴収に切り替える場合に、内灘町税務課へ提出してください。
- 6 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書(綴込) → 特別徴収義務者(事業所)の所在地・名称に変更がある場合に、内灘町税務課へ提出してください。
- 7 特別徴収に係る町民税・県民税納入書(別添) → 納入の際に使用してください。なお、給与支払報告書(総括表)等で納入書不要と届出されている場合は同封しておりません。

※ 4～6は本書にそれぞれ1枚ずつ綴じ込みしてあります。必要に応じてコピーしてご使用ください。
また、内灘町ホームページからもダウンロードできます。(http://www.town.uchinada.lg.jp)

〈ダウンロード方法〉

「内灘町ホームページ」トップページ上方の「手続き・申請・業務案内」をクリック→分類から選ぶ「くらし」カテゴリ内の 町税 → 町民税・県民税特別徴収関係様式 → 給与所得者異動届出書等

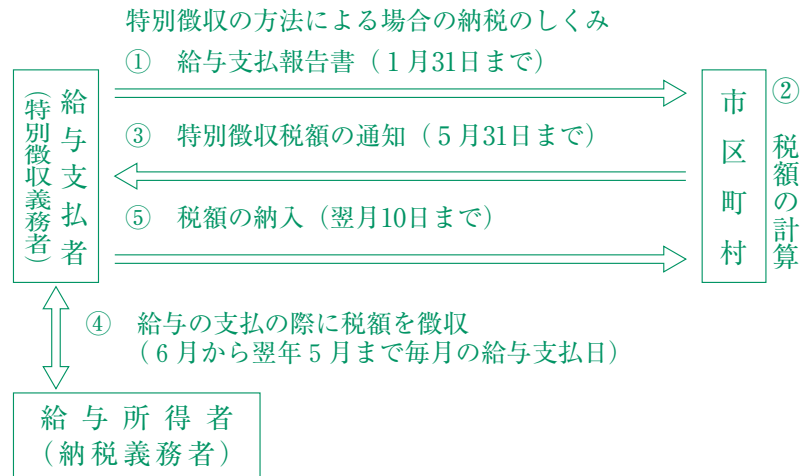
給与所得に係る特別徴収事務取扱要領

◎特別徴収について

1. 町民税・県民税の特別徴収とは

給与所得者の町民税・県民税の納付の便宜をはかるため、給与の支払者(特別徴収義務者)が給与を支払う際に、市町村から通知のあった税額を6月から翌年5月までの12回に分けて給与から差し引きし、翌月10日までに市町村に納入することをいいます。

前年中に給与所得があり、4月1日現在において引き続き給与の支払いを受けている人に対しては、原則として特別徴収の方法により、町民税・県民税を徴収することになっています。



2. 特別徴収義務者の指定

特別徴収の方法により、町民税・県民税を徴収されることとなる給与所得者に対し、4月1日現在給与の支払いをしている所得税の源泉徴収義務者を内灘町税条例第45条の規定により、特別徴収義務者として指定します。

◎特別徴収税額の納入について

徴収した月割額については、本書(6)ページの「納入書の記入・取り扱いについて」をご参照のうえ、別添の納入書を使用して下記の金融機関で納入してください。

1. 納期限

月割額を徴収した月の翌月10日です。納期限後に納入された場合は延滞金が増加される場合がありますので、必ず納期限までに納入してください。

2. 納入場所

取扱金融機関の名称

内灘町指定金融機関
(株)北國銀行
内灘町収納代理金融機関
(株)北陸銀行
(株)福井銀行
金沢信用金庫
のと共栄信用金庫
興能信用金庫
石川かほく農業協同組合
(株)ゆうちょ銀行(郵便局)

※ゆうちょ銀行(郵便局)をご希望される場合は、本書(11)ページの『指定通知書』を利用してください。

◎納期の特例について

従業員が常時10人未満の事業所で、あらかじめ申請によって納期の特例の承認を受けた場合に限り、徴収した税額を年2回の納期で納入することができます。

6月から11月までの分→（納期限）令和3年12月10日まで

12月から5月までの分→（納期限）令和4年6月10日まで

納期の特例についての質問や申請等につきましては、内灘町税務課（町民税・県民税担当）までお問い合わせいただくか、内灘町ホームページの該当記事をご確認ください。

◎納期限までに税金を納めなかった場合の措置

1. 延滞金

納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6%（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した金額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

2. 督促状

納期限までに税金を納入されない場合には、督促状が発せられます。

3. 滞納処分

督促状の発行の日から起算して10日を経過した日までにこの税金が完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

◎退職、転勤等の異動の届出について

給与所得者が、退職・転勤・その他の事由により給与の支払いを受けないこととなった場合は、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を作成し、異動のあった日の翌月10日までに内灘町税務課へ提出してください。

異動届の提出が遅れますと、退職・転勤された給与所得者が一度に多額の税額を納めなければならなくなりますので、期限までに必ず提出くださるようお願いいたします。

1. 退職の場合

6月1日から12月31日までの間に退職した場合、本人からの申出があれば、最後に支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収することができます。

1月1日から4月30日までの間に退職した場合、最後に支払われる給与又は退職手当等の合計額が未徴収税額に満たない場合を除き、本人からの申出がなくても、未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。

2. 転勤の場合

転勤の場合は、給与所得者の年税額、徴収済税額、未徴収税額、転勤前後の新・旧特別徴収義務者（勤務先）の名称及び所在地等必要事項を記載のうえ提出してください。

この場合、新特別徴収義務者（新勤務先）へは、次回からの月割額（月分）を徴収していただくよう、必ずご連絡願います。

◎特別徴収税額の変更について

特別徴収税額が変更されたときは、「町民税・県民税 特別徴収税額変更通知書」をお送りしますので、変更された月割額を徴収し、納入してください。

◎特別徴収税額通知書に記載された事項について不服があるとき

特別徴収税額通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起しなければならないこととされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

退職所得の分離課税に係る特別徴収事務取扱要領

退職手当等は他の所得と区分して、支払われる月に町民税・県民税額を算出し退職手当等から徴収し、翌月10日までに別添の町民税・県民税納入書（納入書の記載にあたっては、必ず納入金額欄の退職所得分の欄に税額を記載するほか、裏面の納入申告書に所要事項を記入してください。）により金融機関等に納入してください。

なお、分離課税に係る所得割の納入先は退職手当等を受けるべき日（通常は退職した日）の属する年の1月1日現在における住所の所在する市町村です。

◎退職所得に係る町民税・県民税の計算

1. 退職所得の金額

勤続年数5年以内の法人役員等	退職所得の金額 = 収入金額 - 退職所得控除額 〔1,000円未満の端数切り捨て〕
上記以外の方	退職所得の金額 = (収入金額 - 退職所得控除額) × 1 / 2 〔1,000円未満の端数切り捨て〕

※法人役員等とは、法人税法上の役員、国会議員・地方議会議員、国家公務員・地方公務員が対象となります。

2. 退職所得控除額の計算

勤務年数 (1年未満の端数は切り上げ)	退職所得控除額
(イ)20年以下の場合	40万円×勤務年数（最低80万円）
(ロ)20年を超える場合	800万円+70万円×(勤務年数-20年)

※支払いを受ける方が、在職中に障害者に該当することとなったことにより退職した場合には、上記イ又はロの金額に100万円を加算した金額が控除されることとなります。

3. 税額の計算

退職所得の金額	×	税 率		=	特別徴収すべき税額	
		町民税 6%	県民税 4%		町民税額	県民税額

(注) 特別徴収すべき税額（町民税額、県民税額）に、100円未満の端数がある場合は、それぞれ100円未満の端数を切り捨てます。

納入書の記入・取り扱いについて

「特別徴収に係る個人の町民税・県民税の納入書」(納入済通知書及び領収証書を含む。)の様式としてOCR(光学文字読取り装置)処理用の統一様式を使用しています。
以下の注意事項、記入例をご参照いただき間違いのないように納入してください。

〈注意事項〉

- 1 OCR処理の都合上、当町の納入書をご使用ください。
- 2 納入書は、令和3年6月分から令和4年5月分までの12か月分と予備分(3枚)の計15枚を綴ってあります。
- 3 12か月分の納入書には、納入すべき金額が「納入金額(1)」欄に印字されています。税額変更があった場合の取り扱いについては、本書(8)ページの〈記入例〉の2をご参照ください。
- 4 退職所得に係る町民税・県民税については、一括徴収の場合と同様、その月の他の納税者に係る特別徴収税額と共に納入してください。この場合本書(8)ページの〈記入例〉の2をご参照ください。
なお、「納入申告書」は、納入済通知書の裏面にあります。
- 5 「納入済通知書」は直接機械に読み込まれますので、汚したり、折り曲げたりしないで大切に取り扱いってください。
- 6 使用する納入書の各月分を間違えないよう、ご確認ください。

〈記入例〉

1 納入すべき金額が「納入金額(1)」の欄の金額と同じ場合

石川県 内灘町 個人町民税 個人県民税 領収証書 ㊤		
市区町村コード	口座番号	加入者名
1 7 3 6 5 7	00740-5-960082	内灘町会計管理者
令和3年6月分	指 定 番 号	納入金額(1)
	020143002	58,200 円
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。	納 入 金 額	給与分 (一括徴収 分を含む)
	退 職 所得分	
	延滞金	
	額	
納期限 令和3年7月12日	(2)	合計額
(特別徴収義務者) 住 所 〒 920-0000 又 是 所在地 内灘町〇〇丁目〇 氏 名 株式会社 〇〇〇〇 又 是 名 称 株式会社 〇〇〇〇 様		領 収 日 付 印
上記のとおり領収しました。		(納入者保管)

石川県 内灘町 個人町民税 個人県民税 納入書 ㊤		
市区町村コード	口座番号	加入者名
1 7 3 6 5 7	00740-5-960082	内灘町会計管理者
令和3年6月分	指 定 番 号	納入金額(1)
	020143002	58,200 円
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。	納 入 金 額	給与分 (一括徴収 分を含む)
	退 職 所得分	
	延滞金	
	額	
納期限 令和3年7月12日	(2)	合計額
(特別徴収義務者) 住 所 〒 920-0000 又 是 所在地 内灘町〇〇丁目〇 氏 名 株式会社 〇〇〇〇 又 是 名 称 株式会社 〇〇〇〇 様		領 収 日 付 印
上記のとおり納入します。		(金融機関保管)

石川県 内灘町 個人町民税 個人県民税 納入済通知書 ㊤		
市区町村コード	口座番号	加入者名
1 7 3 6 5 7	00740-5-960082	内灘町会計管理者
令和 年 月 分	指 定 番 号	納入金額(1)
0306020143002	01012021060201430020000000582000001	58,200 円
173657	納 入 金 額	給与分 (一括徴収 分を含む)
納入すべき金額が右の納入金額 (1)の欄の金額と異なるときは、納 入金額(1)の欄を横線で抹消し、納 入金額(2)の欄に記入してください。 ※Y記号は記入しないでください。	退 職 所得分	
	延滞金	
	額	
	納期限 令和3年7月12日	(2)
取りまとめ局 金沢貯金事務センター (〒920-8794)		
領 収 日 付 印	(特別徴収義務者) 住 所 〒 920-0000 又 是 所在地 内灘町〇〇丁目〇 氏 名 株式会社 〇〇〇〇 又 是 名 称 株式会社 〇〇〇〇 納	領 収 日 付 印
上記のとおり通知します。		(内灘町保管)

金額の訂正のない場合は(2)欄は記入しないでください。

例) 納入すべき金額が58,200円で、「納入金額(1)」の欄の金額が58,200円であるときは、納入書をそのままご使用ください。何も記入する必要はありません。

〈記入例〉

2 納入すべき金額が「納入金額(1)」の欄の金額と異なる場合(税額変更等があった場合)

石川県 内灘町 個人町民税 個人県民税 領収証書			石川県 内灘町 個人町民税 個人県民税 納入書			石川県 内灘町 個人町民税 個人県民税 納入済通知書			
市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名	
173657	00740-5-960082	内灘町会計管理者	173657	00740-5-960082	内灘町会計管理者	173657	00740-5-960082	内灘町会計管理者	
令和3年6月分	指定番号	納入金額(1)	令和3年6月分	指定番号	納入金額(1)	令和3年6月分	指定番号	納入金額(1)	
	020143002	587,200		020143002	587,200	0101202106020143002000000058200001		0101202106020143002000000058200001	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納税	給与分 退職所得分	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納税	給与分 退職所得分	173657	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。 ※¥記号は記入しないでください。	納税	給与分 退職所得分
		0000063400			0000063400		0000063400		0000063400
		0000125000			0000125000		0000125000		0000125000
		0000000000			0000000000		0000000000		0000000000
納期限 令和3年7月12日	額		納期限 令和3年7月12日	額		納期限 令和3年7月12日	額		
	合計額	0000188400		合計額	0000188400		合計額	0000188400	
(特別徴収義務者) 住所 〒920-0000 又は 所在地 内灘町〇〇丁目〇 氏名 又は 名称 株式会社 〇〇〇〇 様	額 取 日 付 印		(特別徴収義務者) 住所 〒920-0000 又は 所在地 内灘町〇〇丁目〇 氏名 又は 名称 株式会社 〇〇〇〇 様	額 取 日 付 印		(特別徴収義務者) 住所 〒920-0000 又は 所在地 内灘町〇〇丁目〇 氏名 又は 名称 株式会社 〇〇〇〇 納	額 取 日 付 印		
上記のとおり領収しました。(納入者保管)			上記のとおり納入します。(金融機関保管)			上記のとおり通知します。(内灘町保管)			

金額の訂正のない場合は(2)欄は記入しないでください。

*退職手当分がある場合(裏面)

町民税 納入申告書		(受付印)
(あて先) 内灘町長 令和3年7月5日 提出		
令和3年6月分	人員	1人
退職手当等支払金額		40,000.00
特別徴収額	町民税	75,000.00
	県民税	5,000.00
特別徴収義務者	住所(居所) 又は所在地 〒920-0000 内灘町〇〇丁目〇 氏名 又は名称 株式会社 〇〇〇〇 印 法人番号 又は個人番号 1234567890123	
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。		

※個人事業主の場合は、表面のみ記載したものを金融機関に提出してください。
別途、予備の納入書裏面の「納入申告書」に記載の上(表面は記載不要)、郵送等により内灘町税務課へ提出してください。

例) 納入すべき金額が、税額変更又は退職所得分の納入等により「納入金額(1)」と異なるときは、黒ボールペン又は黒ペンで「納入金額(1)」の金額を横線で消し、「納入金額(2)」の該当する欄に納入すべき金額を記入してください。この場合、「合計額」欄も必ず記入してください。

納入済通知書の「納入金額(2)」の欄に記入していただく字体は、次の標準字体になって記入してください。この場合、納入金額の頭に¥記号は記入しないでください。

標準字体

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

 金額記入例 ○ 3 4 5 ¥ 3 4 5 ×

〈参 考〉

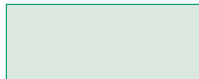
図 1

○ 石川県 内灘町 個人町民税 個人県民税 納入済通知書

市区町村コード			口座番号			加入者名			
1	7	3	6	5	7	00740	5	960082	内灘町会計管理者
令和 年 月 分			指 定 番 号			納入金額(1) 円			
173657			納 入 金 額			円			
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。 ※¥記号は記入しないでください。			給与分(一括徴収分を含む)			億 千 百 十 万 千 百 十 円			
退職所得分			延滞金			合計額			
納期限 令和 年 月 日			取りまとめ局			(2)			
金沢貯金事務センター (〒920-8794)			領 収 日 付 印			納			
(特別徴収義務者) 住所 〒 又は 所在地 氏 名 又は 名称			内灘町税			納			

金額の訂正のない場合は(2)欄は記入しないでください。

上記のとおり通知します。 (内灘町保管)



部分は、クリア領域です。

このクリア領域は、ドロップアウトカラー以外の印刷や汚れがあってはならない部分です。
 ドロップアウトカラー：人間の目には周囲の余白部と明確に区別できるが、OCRにはほとんど感知し得ない色相と濃さをもった色のことをいいます。



○ 石川県 内灘町 個人町民税 個人県民税 納入済通知書

市区町村コード			口座番号			加入者名																
1	7	3	6	5	7	00740	5	960082	内灘町会計管理者													
010120210602014300200000000582000001			令和 年 月 分			指 定 番 号			納入金額(1) 円													
									0	3	0	6	0	2	0	1	4	3	0	0	2	58,200
173657			納 入 金 額			円			給与分(一括徴収分を含む)			億 千 百 十 万 千 百 十 円										
退職所得分			延滞金			合計額			納期限 令和 3年 7月 12日			取りまとめ局										
金沢貯金事務センター (〒920-8794)			領 収 日 付 印			(特別徴収義務者) 住所 〒 920-0000 又は 所在地 内灘町〇〇丁目〇 氏 名 又は 名称 株式会社 〇〇〇〇			納													

金額の訂正のない場合は(2)欄は記入しないでください。

上記のとおり通知します。 (内灘町保管)

各欄に印字されている数字の意味は図2のとおりです。

B



指 定 通 知 書

(株)ゆうちょ銀行 本店・支店

_____ 郵便局

上記ゆうちょ銀行(郵便局)を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当町の町民税・県民税特別徴収税額の取扱店(局)に指定しましたから同封の納入書により納入してください。

令和 年 月 日

内 灘 町 長



※ お 願 い

ゆうちょ銀行(郵便局)より納入される場合は、店(局)名欄に貴社(所)の納入に便利な店(局)名を記入のうえ、指定通知書(A)を第1回分の払込時にそのゆうちょ銀行(郵便局)の窓口 に必ず提出してください。

なお、指定通知書(B)は貴社(所)で保存してください。

A

指 定 通 知 書

(株)ゆうちょ銀行 本店店長様

_____ 郵便局長様

貴店(局)を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当町の町民税・県民税特別徴収税額の取扱店(局)に指定しましたから通知します。

令和 年 月 日

内 灘 町 長



- | | |
|----------------|-----------------------------|
| 1. 許 可 番 号 | 金 沢 貯 業 第 2 0 4 号 |
| 2. 口 座 番 号 | 0 0 7 4 0 - 5 - 9 6 0 0 8 2 |
| 3. 加 入 者 の 名 称 | 内 灘 町 会 計 管 理 者 |
| 4. 取 り ま と め 局 | 金 沢 貯 金 事 務 セ ン タ ー |
| | (郵便番号 920-8794) |

「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出について

◎ 特別徴収に係る給与所得者異動届について

給与所得者が、退職、転勤、その他の事由により給与の支払いを受けないこととなった場合は、異動のあった日の翌月の10日までに「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に記入し、提出してください。

- (1) 給与所得者欄には、異動のあった納税義務者の住所・氏名を記入してください。
- (2) (ア)欄には、特別徴収年税額を記入してください。
- (3) (イ)欄には、当該納税義務者から徴収し、納入すべきことが確定している月割額の合計額を記入してください。
- (4) (ウ)欄には、貴所において徴収することを要しない月割額の合計額を記入してください。[(ア)－(イ)]
- (5) 異動年月日は、異動事由発生の日付を記載し、また異動の事由欄の該当事項を○で囲んでください。
- (6) 異動後の未徴収税額の徴収方法欄は、次の要領により該当事項を○で囲んでください。

特別徴収継続 …………… 異動後の勤務先で引き続き特別徴収すること

一 括 徴 収 …………… 最後に支払われる給与・退職手当等から、未徴収税額の全額を一括して徴収すること

なお、1月1日以後に退職された場合は一括徴収することが義務付けられています。

普 通 徴 収 …………… 給与所得者が、未徴収税額を金融機関等で直接納付すること

- (7) 退職により給与の支払いを受けないこととなった場合は、退職時までの給与支払額欄に、その年の1月1日から退職時までに支払いの確定した給与の額を、控除社会保険料額の欄に、その給与から控除した社会保険料の額をそれぞれ記入してください。
 - (8) 異動後の勤務先が分かる場合、A欄に記入してください。
- なお、特別徴収継続の場合は、異動後の勤務先へ徴収月額ご連絡をお願いいたします。

◎ 給与支払報告に係る給与所得者異動届について

令和4年度（令和3年分）給与支払報告書を提出した者のうち令和3年度において内灘町で特別徴収をしていなかった者（他市町村で課税されていた、普通徴収であった等）が、令和4年4月1日現在、給与の支払いを受けなくなっている場合、4月15日までに届出書を提出してください。

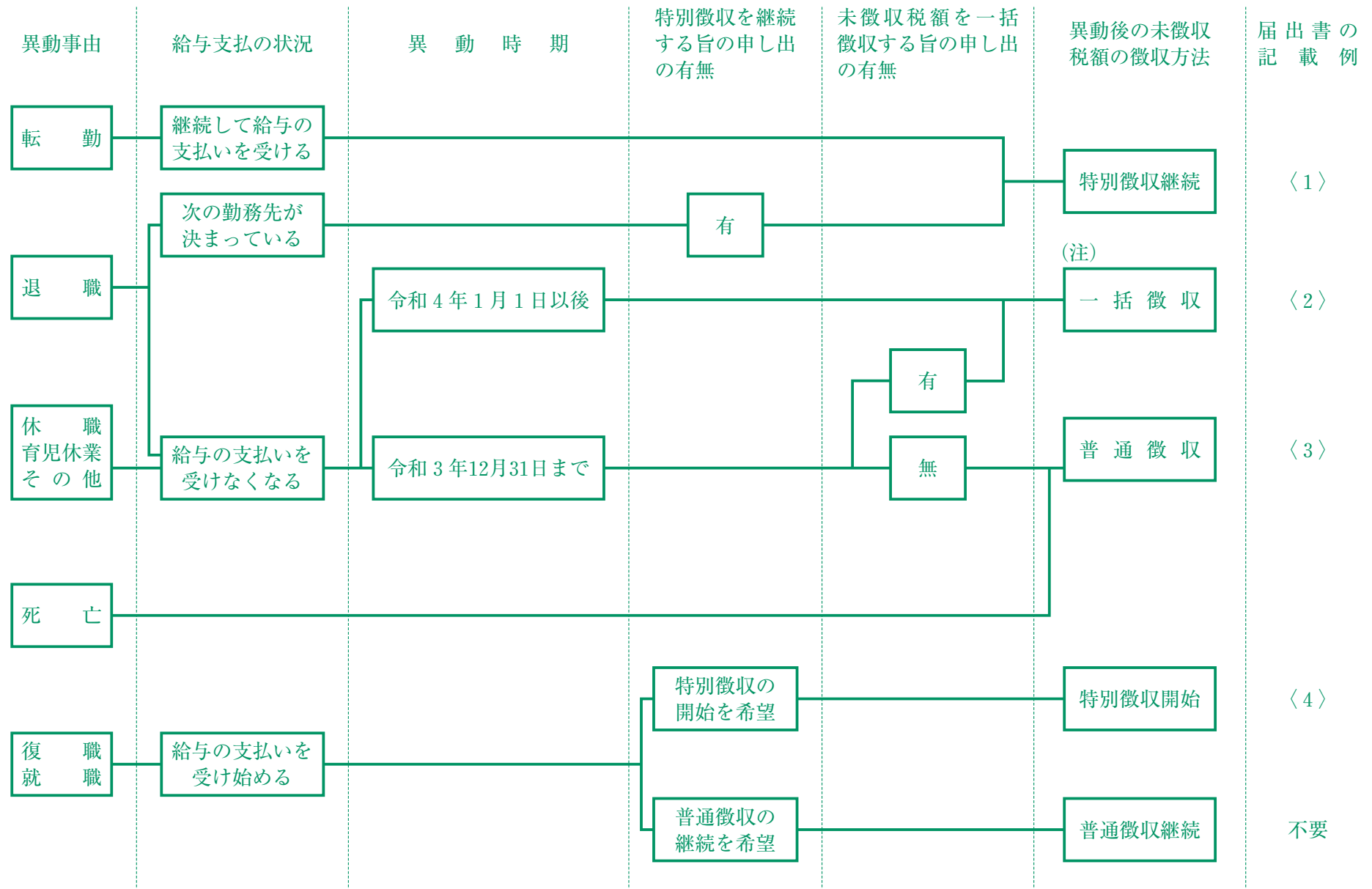
また令和4年5月31日までの異動により、給与の支払いを受けなくなった場合、普通徴収への切り替え（新勤務先が分かる場合は特別徴収継続）のため、速やかに届出書を提出してください。

「特別徴収切替届出（依頼）書」の提出について

就職等の事由により給与を支払うこととなった者について、町民税・県民税の納付方法を特別徴収に切り替える場合は、異動のあった日の翌月の10日までに「特別徴収切替届出（依頼）書」に記入し、提出してください。

なお前年中に他の給与支払者から給与の支払いを受けていた者について、令和3年4月1日現在に給与を支払っている場合、特別徴収の対象となりますので速やかに届出書を提出してください。

給与所得者（納税義務者）の異動による令和3年度町民税・県民税の特別徴収事務の取り扱いについて



(注) 令和4年5月31日までに支払われる給与、退職手当等で未徴収税額的全額を納付できない場合は、普通徴収となります。

記載例 〈1〉 《特別徴収を継続する場合》

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

内灘町長 へ 令和3年10月7日	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地(住所) フリガナ	石川県〇〇市△△町1丁目2番地3 カ) マルマルカイハツ	特別徴収義務者 指定番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
		フリガナ 名 称 (氏名)	株式会社 ○〇開発 代表者印	係	経理課									
		法人番号 (個人番号)	0123456789012	フリガナ 担当者	カイハツ イチロウ 開発 一郎									
		電話	〇〇〇 - △△△ - ××××											

フリガナ 氏 名	ウチナダ マチコ 内灘 町子 <small>(旧姓)</small>	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 円	(イ) 徴収済額 6月分から 9月分まで 円	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 円	異 動 年月日	異 動 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	1月1日から 退職時までの 給 与 支 払 額 円
個人番号	112233445566	120,000	40,000	80,000	3・9・30	1.退 職 2.転 勤 3.休 職 4.育児休業 5.死 亡 6.そ の 他 ()	①特別徴収継続 →A欄記載 2.一括徴収 →B欄記載 3.普通徴収 <small>(Aに該当する場合は B欄下部「一括徴収 できない理由」に○ を付けてください。)</small>	控除社会保険料額 円
1月1日 現在の 住 所	内灘町 〇〇〇1丁目1番地1 電話 076 - 〇〇〇 - ××××							
異動後の 住 所	(□同上) 石川県××市□□町1丁目23番地							

A 給与所得者が新しい給与支払者(特別徴収義務者)による「特別徴収の継続」を希望される場合は以下の項目にも必ず記入してください。

右記特別徴収義務者へは 月割額 <input type="text" value="10,000"/> 円を <input type="text" value="10"/> 月分(11月10日納期分) から徴収するよう連絡済です	特別徴収 義務者 先者	所在地 (住所) フリガナ 名 称 (氏名) 法人番号	石川県××市〇〇町1丁目234番地5 マルマルキカク (カ) 〇〇企画 株式会社	特別徴収義務者 指定番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	新規		
				フリガナ 担 当 者	企画 花子								電話	××× - 〇〇〇 - □□□□	納入書の送付(新規のみ)	要・不要

B 給与等の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

一括徴収の理由	異動者印	徴収予定 月	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円	一括徴収した税額は <input type="text"/> 月分(月 日納期分) で納めます	税 務 課 処 理 欄	令和 年度	令和 年度
1.異動が令和3年12月31日までで本人の申し出があったため 2.異動が令和4年1月1日以後で特別徴収の継続の希望がないため	印				特→普 済月・期 特→特 始月・期 普→特 入 力 一括徴収 台帳 連絡 通知	特→普 済月・期 特→特 始月・期 普→特 入 力 一括徴収 台帳 連絡 通知	
一括徴収できない理由							

※1月1日以後に退職された場合は、一括徴収することが義務付けられています。

この届出書は給与の支払いを受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに内灘町税務課へ提出してください。

***新勤務先へは次回からの月割額(月分)を連絡してください。**

記載例 〈2〉 《未徴収税額を一括して徴収する場合》

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

内灘町長 へ 令和3年10月7日	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地(住所) フリガナ	石川県〇〇市△△町1丁目2番地3 カ) マルマルカイハツ	特別徴収義務者 指定番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
		フリガナ 名 称 (氏名)	株式会社 ○〇開発 代表者印	係	経理課									
		法人番号 (個人番号)	0123456789012	フリガナ 担当者	カイハツ イチロウ 開発 一郎									
		電話	〇〇〇 - △△△ - ××××											

フリガナ 氏 名	ウチナダ マチコ 内灘 町子 <small>(旧姓)</small>	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 円	(イ) 徴収済額 6月分から 9月分まで 円	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 円	異 動 年月日	異 動 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	1月1日から 退職時までの 給 与 支 払 額 円
個人番号	112233445566	120,000	40,000	80,000	3・9・30	①退 職 2.転 勤 3.休 職 4.育児休業 5.死 亡 6.そ の 他 ()	1.特別徴収継続 →A欄記載 ②一括徴収 →B欄記載 3.普通徴収 <small>(Aに該当する場合は B欄下部「一括徴収 できない理由」に○ を付けてください。)</small>	1,350,000 控除社会保険料額 円 150,000
1月1日 現在の 住 所	内灘町 〇〇〇1丁目1番地1 電話 076 - 〇〇〇 - ××××							
異動後の 住 所	(□同上) 石川県××市□□町1丁目23番地							

A 給与所得者が新しい給与支払者(特別徴収義務者)による「特別徴収の継続」を希望される場合は以下の項目にも必ず記入してください。

右記特別徴収義務者へは 月割額 <input type="text"/> 円を <input type="text"/> 月分(月 日納期分) から徴収するよう連絡済です	特別徴収 義務者 先者	所在地 (住所) フリガナ 名 称 (氏名) 法人番号	特別徴収義務者 指定番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	新規		
			フリガナ 担 当 者	-								電話	-	納入書の送付(新規のみ)	要・不要

B 給与等の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

一括徴収の理由	異動者印	徴収予定 月	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円	一括徴収した税額は <input type="text"/> 月分(11月10日納期分) で納めます	税 務 課 処 理 欄	令和 年度	令和 年度
①異動が令和3年12月31日までで本人の申し出があったため 2.異動が令和4年1月1日以後で特別徴収の継続の希望がないため	印		10・25	80,000	内灘	特→普 済月・期 特→特 始月・期 普→特 入 力 一括徴収 台帳 連絡 通知	特→普 済月・期 特→特 始月・期 普→特 入 力 一括徴収 台帳 連絡 通知
一括徴収できない理由							

※1月1日以後に退職された場合は、一括徴収することが義務付けられています。

この届出書は給与の支払いを受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに内灘町税務課へ提出してください。

***令和4年1月1日以後に退職された場合は、本人の申出がなくても、必ず残税額を一括徴収してください。**
***異動事由が退職の場合は、「1月1日から退職時までの給与支払額」・「控除社会保険料額」の欄にそれぞれの金額を記入してください(翌年度の課税資料となります)。**

記載例 〈3〉 《特別徴収から普通徴収に切り替える場合》

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書													
内灘町長 あて 令和3年10月7日	給与支払者	所在地(住所)	石川県〇〇市△△町1丁目2番地3										
		フリガナ	カ) マルマルカイハツ										
		名称(氏名)	株式会社 〇〇開発 代表者印										
		法人番号(個人番号)	0123456789012										
		特別徴収義務者指定番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9										
		係	経理課										
		フリガナ担当者	カイハツ イチロウ 開発 一郎										
		電話	〇〇〇 - △△△ - ××××										
給与所得者	フリガナ	ウチナダ マチコ											
	氏名	内灘 町子 (旧姓)											
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6											
	1月1日現在の住所	内灘町 〇〇〇1丁目1番地1 電話 076 - 〇〇〇 - ××××											
異動後の住所	(☐同上)												
		(ア) 特別徴収税額(年税額)	円 120,000			(イ) 徴収済額	円 40,000			(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	円 80,000		
		異動年月日	3・9・30			異動事由	1.退職 2.転勤 3.休職 ④育児休業 5.死亡 6.その他			異動後の未徴収税額の徴収方法	1.特別徴収継続 →A欄記載 2.一括徴収 →B欄記載 ③普通徴収 <small>(注)に該当する場合はB欄下段「一括徴収できない理由」に☑を付けてください。</small>		
		1月1日から退職時までの給与支払額	円 1,350,000			控除社会保険料額						円 150,000	

A 給与所得者が新しい給与支払者(特別徴収義務者)による「特別徴収の継続」を希望される場合は以下の項目にも必ず記入してください。

右記特別徴収義務者へは 月割額 <input type="text"/> 円を <input type="text"/> 月分(月 日納期分) から徴収するよう連絡済です	特別徴収義務者	所在地(住所)	フリガナ	名称(氏名)	法人番号	特別徴収義務者指定番号	新規	連絡先	フリガナ担当者	電話	納入書の送付(新規のみ)	要・不要
--	---------	---------	------	--------	------	-------------	----	-----	---------	----	--------------	------

B 給与等の支払いを受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

一括徴収の理由	異動者印	徴収予定月	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	一括徴収した税額は <input type="text"/> 月分(月 日納期分) で納入します
1.異動が令和3年12月31日までで本人の申し出があったため	☑	・	円	
2.異動が令和4年1月1日以後で特別徴収の継続の希望がないため				
一括徴収できない理由	①異動が令和3年6月1日から12月31日までの間で本人から申し出がないため ②異動が令和4年1月1日から4月30日までの間で残税額[上記(ウ)と同額]を超える給与又は退職手当等の支払いがないため ③死亡による退職のため ④その他(理由)			

※1月1日以後に退職された場合は、一括徴収することが義務付けられています。
この届出書は給与の支払いを受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに内灘町税務課へ提出してください。

***異動事由が退職の場合は、「1月1日から退職時までの給与支払額」・「控除社会保険料額」の欄にそれぞれの金額を記入してください(翌年度の課税資料となります)。**

記載例 〈4〉 《特別徴収を開始する場合》

特別徴収切替届出(依頼)書												
内灘町長 あて 令和3年10月7日	給与支払者	所在地(住所)	石川県〇〇市△△町1丁目2番地3									
		フリガナ	カ) マルマルカイハツ									
		名称(氏名)	株式会社 〇〇開発 代表者印									
		法人番号	0123456789012									
		特別徴収義務者指定番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9									
		係	経理課									
		フリガナ担当者	カイハツ イチロウ 開発 一郎									
		電話	〇〇〇 - △△△ - ××××									
給与所得者	フリガナ	ウチナダ マチコ										
	氏名	内灘 町子										
	生年月日	平成6年 3 月 1 日										
	1月1日現在の住所	内灘町 〇〇〇1丁目1番地1 電話 076 - 〇〇〇 - ××××										
現住所	(☐同上)											
		異動年月日	令和 3 年 10 月 1 日									
		届出理由	<input checked="" type="checkbox"/> 入社のため <input type="checkbox"/> その他()									
		納入書の送付(新規のみ)	要・ 不要									
		備考	受給者番号: 0003									
		納税通知書整理番号	1 1 1 2 2 3 3 3									
		より特別徴収します (普通徴収は <input type="text"/> 期分まで納付済み)	<input type="text"/> 月分(<input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日納期分)									
税務課処理欄	令和	年度	特→普	普→特	令和	年度	特→普	普→特	令和	年度	特→普	普→特
			納月・期	納月・期			納月・期	納月・期			納月・期	納月・期
			台帳	台帳			台帳	台帳			台帳	台帳
			台帳	台帳			台帳	台帳			台帳	台帳
			台帳	台帳			台帳	台帳			台帳	台帳
			台帳	台帳			台帳	台帳			台帳	台帳

※普通徴収の納期が過ぎたものは、特別徴収への切り替えはできません。
※税額通知書に受給者番号の記載を希望する場合は、備考欄に受給者番号を記入してください。

この届出書は給与を支払うこととなった日の属する月の翌月の10日までに内灘町税務課へ提出してください。

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

内灘町長 あて	(特別徴収義務者)	所在地 (住所)											特別徴収義務者 指定番号								
		フリガナ											連絡先	係							
		名称 (氏名)	(印)											フリガナ 担当者							
		法人番号 (個人番号)												電話				- -			

給与所得者	フリガナ											異動 年月日	異動事由	異動後の 未徴収税額の 徴収方法	1月1日から 退職時までの 給与支払額							
	氏名	(旧姓)														(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	1.退職 2.転勤 3.休職 4.育児休業 5.死亡 6.その他 ()	1.特別徴収継続 →A欄記載 2.一括徴収 →B欄記載 3.普通徴収 3.に該当する場合は B欄下段「一括徴収 できない理由」に○ を付けてください。	円	
	個人番号															円	月分から 月分まで	円				控除社会保険料額
	1月1日 現在の 住所	内灘町 電話 - -														円	円	円				
異動後の 住所	(□同上)																					

A 給与所得者が新しい給与支払者（特別徴収義務者）による「特別徴収の継続」を希望される場合は以下の項目にも必ず記入してください。

右記特別徴収義務者へは 月割額 <input style="width: 100px;" type="text"/> 円を <input style="width: 50px;" type="text"/> 月分 (月 日納期分) から徴収するよう連絡済です	特別(新)徴収義務者(先)	所在地 (住所)											特別徴収義務者指定番号				新規	
		フリガナ											連絡先	フリガナ 担当者				要・不要
		名称 (氏名)												電話				
		法人番号											納入書の送付(新規のみ)					

B 給与等の支払いを受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

一括徴収の理由	異動者印	徴収予定 月日	徴収予定額 [上記(ウ)と同額]	一括徴収した税額は <input style="width: 100px;" type="text"/> 月分 (月 日納期限分) で納入します
1.異動が令和3年12月31日までで本人の申し出があったため 2.異動が令和4年1月1日以後で特別徴収の継続の希望がないため	(印)	.	円	
一括徴収できない理由	1.異動が令和3年6月1日から12月31日までの間で本人から申し出がないため 2.異動が令和4年1月1日から4月30日までの間で残税額[上記(ウ)と同額]を超える給与又は退職手当等の支払いがないため 3.死亡による退職のため 4.その他(理由)			

税務課処理欄	令和 年度		令和 年度	
	特→普	済月・期	特→普	済月・期
	特→特	始月・期	特→特	始月・期
	普→特	入力	普→特	入力
	一括徴収	台帳	一括徴収	台帳
		リスト		リスト
	連絡	通知	連絡	通知

※ 1月1日以後に退職された場合は、一括徴収することが義務付けられています。

この届出書は給与の支払いを受けなかった日の属する月の翌月の10日までに内灘町税務課へ提出してください。

特別徴収切替届出（依頼）書

内灘町長 あて 令和 年 月 日	給 与 支 払 者 <small>（特別徴収義務者）</small>	所在地 （住所）											特別徴収義務者 指 定 番 号											
		フリガナ											連 絡 先	係										
		名 称 （氏名）	⑩											フリガナ 担当者										
		法人番号												電 話	- -									

下記の者を特別徴収としますので報告します。

給 与 所 得 者	フリガナ											納税通知書 整 理 番 号					
	氏 名												□ 月分（ □ 月 □ 日納期限分） より特別徴収します （普通徴収は □ 期分まで納付済み）				
	生年月日	年 月 日															
	1月1日 現在の 住 所	内灘町															
	現住所	電話 - -															
		（□同上）															
異動年月日	令和 年 月 日																
届出理由	<input type="checkbox"/> 入社のため <input type="checkbox"/> その他（ ）																
納入書の送付 （新規のみ）	要 ・ 不要																
備 考																	

税 務 課 処 理 欄	令和 年度			令和 年度		
	特→普	済月・期		特→普	済月・期	
	特→特	始月・期		特→特	始月・期	
	普→特	入 力		普→特	入 力	
	一括徴収	台 帳		一括徴収	台 帳	
		リ ス ト			リ ス ト	
	連 絡	通 知		連 絡	通 知	

※普通徴収の納期が過ぎたものは、特別徴収への切り替えはできません。
 ※税額通知書に受給者番号の記載を希望する場合は、備考欄に受給者番号を記入してください。

この届出書は給与を支払うこととなった日の属する月の翌月の10日までに内灘町税務課へ提出してください。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

内灘町長 あて 令和 年 月 日	給 与 支 払 者 <small>(特別徴収義務者)</small>	所在地 (住所)		特別徴収義務者 指定番号							
		フリガナ		連 絡 先	係						
		名称 (氏名)	⑩		フリガナ 担当者						
		法人番号			電 話	-	-				

	事 項	変 更 前	変 更 後
	変 更 内 容	フリガナ	
所在地		〒	〒
フリガナ			
名 称			
電 話		() -	() -
関連書類 送付先		〒	〒
<p>(1) 変更年月日 <u>令和 年 月 日</u></p> <p>(2) 変更理由 (該当項目に☑)</p> <p style="margin-left: 20px;"> <input type="checkbox"/> 社名変更 <input type="checkbox"/> 事務所等の移転 <input type="checkbox"/> 合併による変更 <input type="checkbox"/> その他(理由: _____) </p> <p>(3) 変更理由が「合併による変更」の場合は、今後の指定番号の取り扱いについて、下記の該当項目を記入してください。</p> <p style="margin-left: 20px;"> <input type="checkbox"/> 引き続き現在の指定番号を使用 <input type="checkbox"/> 合併・吸収先の指定番号 _____ を使用 ➡ 「給与所得者異動届出書」の提出が必要 <input type="checkbox"/> 新たに指定番号を取得 ➡ 「給与所得者異動届出書」の提出が必要 </p>			
備 考			

※ 誤読を避けるため、所在地及び名称には必ずフリガナを記入してください。

※ 関係書類送付先は、給与支払者の所在地以外の住所を指定する場合に記入してください。